

「指定都市を応援する国会議員の会」規約（案）

（名称）

第1条 本会の名称は、「指定都市を応援する国会議員の会」とする。

（目的）

第2条 本会は、指定都市が直面する諸課題の解決を目指して、新たな大都市制度「特別自治市（仮称）」を創設するなど、大都市の活力を高めることにより、日本全体の経済の活性化、福祉の向上などを強力に推進することを目的とする。

（活動内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 指定都市市長会の取組に対する支援
- (2) 指定都市の課題に関する勉強会の開催
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な活動

（会員）

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する国会議員により構成する。

（事務局）

第5条 本会の庶務は、指定都市市長会事務局において処理する。

附 則

本規約は、平成 年 月 日から施行する。